

## 第25号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 練習船乗組員実習指導手当

第35条の次に次の1条を加える。

（練習船乗組員実習指導手当）

第35条の2 練習船乗組員実習指導手当は、水産練習船神海丸に乗り組む職員が実習生に対する実習指導（海技士の免許の取得のためのものに限る。）の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、2,700円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。